

多摩大学グローバルスタディーズ学部
後援会会則

多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会
〒252-0805 神奈川県藤沢市円行 802 番地
TEL. 0466-82-4141 (代) FAX. 0466-82-5070
URL. <http://www.tama.ac.jp>

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに多摩大学グローバルスタディーズ学部（以下「本学部」と称する。）との連携を密にすることにより本学部生の教育環境の向上と本学部の発展を図る。

(事務局)

第3条 本会の事務局を本学部内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、主に次の事業を行う。

(1) 本学部生の勉学、厚生、課外活動、就職活動、留学に関する援助、助成

(2) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 在学生の父母またはこれに代わる者
- (2) 特別会員 本学部勤務する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体及び個人

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 正会員 1名
- (2) 副会長 正会員 2名 特別会員 1名
- (3) 監事 正会員 2名
- (4) 理事 正会員 若干名
- (5) 常任理事 特別会員 若干名

(役員職務)

第7条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- (3) 監事 本会の会計及び会務を監査し、総会においてその結果を報告する。
- (4) 理事 本会の会務を審議し、その執行と会計及び事務処理を管掌する。
- (5) 常任理事 本学に勤務する教職員がその任にあたり、後援会事務処理を責任をもって遂行する。

(役員 の 選出)

第8条 役員は、定期総会にて選出する。

2 第6条に基づく本会の役職は、役員会において決定する。

(役員 の 任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。

3 役員が任期中に辞任し、会長が必要と認めたときには、役員会において後任者を選出する。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 本会に次の会議を設ける。

(1) 総会

(2) 役員会

(総 会)

第11条 定期総会は、会長が招集し、毎年度の始めに開催し、役員承認、予算、決算その他の重要事項を審議する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会は正会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 重要事項については臨時総会を開催し出席正会員の3分の2以上の賛成をもって議決とする。

(役員 会)

第12条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、必要な事項を審議決定する。

2 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。

3 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会 計

(会 費 等)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 計 責 任 者)

第14条 本会の会計は、本学部事務長が会計担当常任理事となり、これを管理する。

(会 計 年 度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第5章 会則の変更

(会 則 の 変 更)

第16条 この会則の変更は、総会に諮りその承認を得るものとする。

第6章 施行細則

(施 行 細 則)

第17条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て総会に諮りその承認を得るものとする。

※ 附 則

この会則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この会則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。

多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会施行細則

(会費)

- 第1条 春入学の正会員は年度初めに会費年額 20,000円を納入しなければならない。
- 2 秋入学の正会員は入学時及び、卒業年次に年額の半額を納入する。
- 3 賛助会員が年度初めに納入する会費年額は、1口 10,000円からとする。
- 4 休学者は会費を免除する。

※ 附 則

この施行細則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この施行細則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。